

6感第150号
6食生第263号
令和6年(2024年)8月9日

一般社団法人長野県医師会長
一般社団法人長野県獣医師会長理事 様
○ 一般社団法人長野県臨床検査技師会長

長野県健康福祉部長
(公印省略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素は、県の健康福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添令和6年7月22日付け感感発0722第1号)のとおり通知がありました。

つきましては、内容について御承知いただき、その運用に御留意いただくとともに、貴会会員の皆様への周知について御配慮願います。

なお、保健福祉事務所長、衛生検査所長へは別途通知しましたので申し添えます。

(問合せ先)
感染症対策課感染症対応担当
担当: 二本松
電話: 026-235-7148(直通)
FAX: 026-235-7334
E-mail: kansen@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)
食品・生活衛生課 乳肉・動物衛生係
担当: 須田
電話: 026-235-7154(直通)
FAX: 026-235-7288
E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp

感感発0722第1号
令和6年7月22日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、令和6年厚生労働省告示第
244号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において四種病原体等は施設基準、使用基準等の規制を設けており、また当立入検査を拒む等の場合については罰則規定を設けている等管理の徹底を図っているところである。一方、感染症法第6条第25項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号。）によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第6条第25項の規定に基づき、人を発病させるおそれ
ほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係
る感染症法上の規制等を解除する。

- ・ インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H5N1
であるものに限る。） A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022 (H5N1) (NIID—002)
- ・ フラビウイルス属デングウイルス 2 型 PDK-53 由来 TDV-2 株
- ・ フラビウイルス属デングウイルス 2 型 PDK-53 由来 TDV-2 株の prM 遺伝子及
び E 遺伝子をデングウイルス 1 型 16007 株由来のものに置換し、かつ、発現
した TDV-1 株
- ・ フラビウイルス属デングウイルス 2 型 PDK-53 由来 TDV-2 株の prM 遺伝子及
び E 遺伝子をデングウイルス 3 型 16562 株由来のものに置換し、かつ、発現
した TDV-3 株
- ・ フラビウイルス属デングウイルス 2 型 PDK-53 由来 TDV-2 株の prM 遺伝子及
び E 遺伝子をデングウイルス 4 型 1036 株由来のものに置換し、かつ、発現
した TDV-4 株

2 適用期日

令和6年7月22日から適用する。

6感第150号

令和6年(2024年)8月9日

保健福祉事務所長 様
(保健所扱い)

健康福祉部長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

このことについて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添(令和6年7月22日付け感感発0722第1号)のとおり通知がありました。

ついては、内容を御承知の上、その運用に御配慮いただくとともに、関係機関への周知について御配慮願います。

なお、長野県医師会長、長野県獣医師会長、長野県臨床検査技師会長及び微生物を扱う衛生検査所長には別途通知しましたので申し添えます。

(問合せ先)

感染症対策課感染症対応担当

担 当 : 二本松

電 話 : 026-235-7148(直通)

F A X : 026-235-7334

E-mail : kansen@pref.nagano.lg.jp

6感第150号

令和6年(2024年)8月9日

衛生検査所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素は、県の健康福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添(令和6年7月22日付け感感発0722第1号)のとおり通知がありました。

つきましては、内容について御承知いただくとともに、その運用に御配意願います。

(問合せ先)

感染症対策課感染症対応担当

担当: 二本松

電話: 026-235-7148(直通)

FAX: 026-235-7334

E-mail: kansen@pref.nagano.lg.jp